

令和5年度第2四半期における専決処理（報告）

令和5年10月18日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和5年度第2四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

2. 内容

令和5年度第2四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係48件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係18件の計66件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和5年度第2四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（48件）

（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 12件（別表1～12）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに係る保安規定の変更の認可（別表1）

（2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 14件
（別表13～26）

例：三菱原子燃料株式会社に係る核物質防護規定の変更の認可（別表13）

（3）原子炉施設等に係る型式証明関係 4件（別表27～30）

例：発電用原子炉施設に係る特定機器（特定兼用キャスクPWR（日立造船株式会社）に係る設計の型式証明について（別表27）

（4）原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 2件（別表31～32）

例：九州電力株式会社玄海原子力発電所の廃止措置計画の変更の認可（別表31）

（5）核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 4件（別表33～36）

例：JX金属エコマネジメント株式会社八幡平事業所に係る核燃料物質の使用の変更の許可（別表33）

（6）核燃料物質の使用者に係る合併及び分割の認可関係 1件（別表37）

例：コスモホールディングス株式会社による岩崎電気株式会社の吸収合併の認可（別表37）

（7）核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係 2件
（別表38～39）

例：リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターに係る核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可（別表38）

（8）核燃料物質の旧使用者等の廃止措置計画の認可関係 1件（別表40）

例：花輪鉾山株式会社の解散に伴う廃止措置計画の認可（別表40）

(9) 国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係 5件
(別表41～45)

例：日本電気株式会社府中事業場に係る計量管理規定の変更の認可 (別表41)

(10) 東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係 3件
(別表46～48)

例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の特定核燃料物質の防護措置に係る実施計画の変更の認可 (別表46)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (18件)

(11) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 17件 (別表49～65)

例：医療法人財団明理会新松戸中央総合病院に係る放射線発生装置の使用許可
(別表49)

(12) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 1件 (別表66)

例：コスモホールディングス株式会社による岩崎電気株式会社の吸収合併の認可
(別表66)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質加工施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)	○令和5年3月28日付け(令和5年7月6日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における放射性廃棄物でない廃棄物の管理を行う職位の追加等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても加工施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和5年7月26日に認可。	研究炉等審査部門
2		原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	加工施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和5年8月9日付け(令和5年9月15日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、濃縮・埋設事業所加工施設(六ヶ所村)の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における加工施設の保全のための活動について、策定された計画の中で必要な資機材等の配備について規定されていること等を確認。 ○令和5年9月20日に認可。	核燃料施設審査部門
3		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設)	○令和5年4月28日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)における定常臨界実験装置(STACY)の長期施設管理方針の追加に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、「試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び定期的な評価に関する運用ガイド」等を参考に評価した結果を踏まえ、長期施設管理方針として充実すべき施設管理の項目はないとしていることを確認。 ○令和5年8月22日に認可。	研究炉等審査部門
4		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和5年4月3日付け(令和5年6月22日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、減容したバーナブルポイズンの保管場所の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る管理措置並びに運搬に係る放射線安全確保のための措置が適切に定められていることを確認。 ○令和5年7月12日に認可。	実用炉審査部門
5		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北陸電力株式会社志賀原子力発電所)	○令和4年7月25日付け(令和5年6月14日付けで一部補正)で、北陸電力株式会社から、1号炉の長期施設管理方針の策定に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、長期施設管理方針が高経年化技術評価を踏まえて策定されたものであること等を確認。 ○令和5年7月24日に認可。	実用炉審査部門
6		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和4年8月9日付け(令和5年4月10日付け及び令和5年5月31日付けで一部補正)で、3号炉の長期施設管理方針の策定に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、長期施設管理方針が高経年化技術評価を踏まえて策定されたものであること等を確認。 ○令和5年8月1日に認可。	実用炉審査部門

7	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和4年7月29日付け(令和5年6月19日付け及び令和5年8月14日付けで一部補正)で、4号炉の長期施設管理方針の策定に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、長期施設管理方針が高経年化技術評価を踏まえて策定されたものであること等を確認。 ○令和5年8月28日に認可。	実用炉審査部門
8	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和5年3月8日付け(令和5年9月5日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子炉建屋の水素防護対策について、原子炉建屋内の水素濃度上昇を緩和する対応手段を追加すること、判断基準に達した場合には、原子炉格納容器ベントをためらわずに実施すること等を確認。 ○令和5年9月20日に認可。	実用炉審査部門
9	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和5年3月8日付け(令和5年8月29日付けで一部補正)で、東北電力株式会社から、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子炉建屋の水素防護対策について、原子炉建屋内の水素濃度上昇を緩和する対応手段を追加すること、判断基準に達した場合には、原子炉格納容器ベントをためらわずに実施すること等を確認。 ○令和5年9月20日に認可。	実用炉審査部門
10	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和4年12月23日付け(令和5年8月3日付けで一部補正)で、関西電力株式会社から、1号炉及び2号炉の使用済燃料ピットラックの貯蔵領域の設定の廃止に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用済燃料ピットに貯蔵した新燃料及び使用済燃料を未臨界に維持するための管理について適切に定められていること等を確認。 ○令和5年9月22日に認可。	実用炉審査部門
11	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和5年4月12日付け(令和5年8月31日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、外部電源の増強等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、外部電源の運転上の制限等が適切に定められていること等を確認。 ○令和5年9月26日に認可。	実用炉審査部門
12	原子炉等規制法第43条の20第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	使用済燃料貯蔵施設保安規定の変更の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)	○令和4年12月21日付け(令和5年5月23日及び令和5年7月31日付けで一部補正)で、リサイクル燃料貯蔵株式会社から、新規基準対応のため、同社リサイクル燃料備蓄センター(むつ市)における使用済燃料貯蔵施設の貯蔵管理等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書を踏まえ、使用済燃料貯蔵施設の監視、金属キャスクの取扱い、設計想定事象等発生時の保全に関する措置等について適切に定められていること等を確認。 ○令和5年8月28日に認可。	核燃料施設審査部門

13	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○令和5年5月23日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:輸送車両の駐車場の新設に伴う防護区域設定・解除予定区域の追加。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更の認可について(三菱原子燃料株式会社)	(13と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年7月31日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
15		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区))	○令和5年4月20日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防護区域境界の障壁等の設定変更及び防護区域境界の見直し等を実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
16		原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所(南地区))	(15と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年9月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
17		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所)	○令和2年4月7日付け(令和2年8月17日及び令和5年3月30日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

18	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第2項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社 福島第二原子力発電所)	(17と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年7月12日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社 島根原子力発電所)	○令和5年3月29日付け(令和5年7月6日補正)で、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:周辺防護区域出入口の移設に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更の認可について(中国電力株式会社 島根原子力発電所)	(19と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年7月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社 島根原子力発電所)	○令和5年5月12日付け(令和5年7月6日補正)で、中国電力株式会社 島根原子力発電所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:非常用ディーゼル燃料貯蔵タンク等の新設に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更の認可について(中国電力株式会社 島根原子力発電所)	(21と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年9月8日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所)	○令和5年4月4日付け(令和5年5月26日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:特定時間帯立入制限区域における防護設備の設置等。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

24	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所)	(23と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年9月29日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更認可に関する意見聴取について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和5年3月7日付け(令和5年4月21日補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:再処理施設の安全対策工事に伴う周辺防護区域境界の一部変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門	
26	原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	(25と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年7月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	
27	原子炉施設等に係る型式証明関係	原子炉等規制法第43条の3の30第1項の規定による型式証明(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明について(日立造船株式会社)	○令和3年9月16日付け(令和5年6月23日付けで一部補正)で、日立造船株式会社から、特定兼用キャスク(PWR)の型式証明の申請あり。 ○審査の結果、臨界防止、遮蔽、崩壊熱の除去、閉じ込め及び監視並びに経年劣化を考慮した材料・構造健全性等について、基準に適合するものであることを確認。 ○令和5年8月29日に型式証明。	実用炉審査部門
28		原子炉等規制法第43条の3の30第1項の規定による型式証明(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明について(三菱重工業株式会社)	○令和4年12月28日付け(令和5年9月20日付けで一部補正)で、三菱重工業株式会社から、特定兼用キャスク(PWR)の型式証明の申請あり。 ○審査の結果、臨界防止、遮蔽、崩壊熱の除去、閉じ込め及び監視並びに経年劣化を考慮した材料・構造健全性等について、基準に適合するものであることを確認。 ○令和5年9月26日に型式証明。	実用炉審査部門

29		原子炉等規制法第43条の3の30第1項の規定による型式証明(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明について(三菱重工業株式会社)	○令和4年12月28日付け(令和5年9月20日付けで一部補正)で、三菱重工業株式会社から、特定兼用キャスク(BWR)の型式証明の申請あり。 ○審査の結果、臨界防止、遮蔽、崩壊熱の除去、閉じ込め及び監視並びに経年劣化を考慮した材料・構造健全性等について、基準に適合するものであることを確認。 ○令和5年9月26日に型式証明。	実用炉審査部門
30		貯蔵規則第43条の2の9第1項の規定による型式指定の変更の承認(重要なものを除く。)に関する事。	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式指定の変更の承認について(三菱重工業株式会社(金属キャスクMSF-52B型及びMSF-21P型))	○令和5年4月3日付け(令和5年5月19日付けで一部補正)で、三菱重工業株式会社(千代田区)から、貯蔵区域における地震力変更等に係る金属キャスクの型式指定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、既に指定済みの金属キャスクの型式から設計仕様、構造等に変更がなく同一であると認められることを確認。 ○令和5年9月1日に承認。	核燃料施設審査部門
31	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和4年12月28日付けで、九州電力株式会社から、性能維持施設の変更等に伴う廃止措置計画(1号炉)の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用済燃料の崩壊熱の減少に伴い不要となった設備を性能維持施設から除外すること等を確認。 ○令和5年9月11日に認可。	実用炉審査部門
32		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和4年12月28日付けで、九州電力株式会社から、性能維持施設の変更等に伴う廃止措置計画(2号炉)の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用済燃料の崩壊熱の減少に伴い不要となった設備を性能維持施設から除外すること等を確認。 ○令和5年9月11日に認可。	実用炉審査部門
33	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の許可について(JX金属エコマネジメント株式会社八幡平事業所)	○令和5年2月1日付け(令和5年7月24日付けで一部補正)で、JX金属エコマネジメント株式会社から、花輪鉱山株式会社八幡平事業所(八幡平市)における使用予定のない核燃料物質の貯蔵に係る使用許可申請あり。 ○審査の結果、閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月22日に許可。	研究炉等審査部門

34	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(株式会社化研水戸研究所)	○令和5年1月31日付け(令和5年7月4日付けで一部補正)で、株式会社化研から、水戸研究所(水戸市)の使用施設(第二ホットラボ施設)の新設等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月22日に許可。	研究炉等審査部門	
35	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(大阪大学放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館))	○令和4年12月20日付け(令和5年8月4日付けで一部補正)で、国立大学法人大阪大学から、放射線科学基盤機構附属ラジオアイソトープ総合センター(豊中分館)(豊中市)における核燃料物質を用いた試験の実施に伴う使用施設(核燃実験室)の追加等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月28日に承認。	研究炉等審査部門	
36	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(日本核燃料開発株式会社)	○令和5年5月19日付け(令和5年8月10日付けで一部補正)で、日本核燃料開発株式会社(大洗町)から、NFDホットラボ施設における使用設備の新設に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年9月1日に許可。	研究炉等審査部門	
37	核燃料物質の使用者に係る合併及び分割の認可関係	原子炉等規制法第55条の3第1項の規定による合併及び分割の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用施設に係る合併の認可について(岩崎電気株式会社及びコスモホールディングス株式会社)	○令和5年9月4日付けで、岩崎電気株式会社及びコスモホールディングス株式会社から、核燃料物質の使用者である岩崎電気株式会社をコスモホールディングス株式会社に吸収合併させ、核燃料物質の使用者としての地位を岩崎電気株式会社からコスモホールディングス株式会社に承継させることに伴う合併認可申請あり。 ○審査の結果、岩崎電気株式会社埼玉製作所(行田市)が受けた核燃料物質の使用の許可に係る全ての使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として、コスモホールディングス株式会社(行田市)へ承継させること、承継前と同様な保安管理体制を構築すること等を確認。 ○令和5年9月20日に認可。	研究炉等審査部門
38	核燃料物質の使用施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和5年3月22日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)の高レベル放射性物質研究施設における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所で採取した燃料デブリの取扱い等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、燃料デブリを取り扱う場合は、金属等の不燃性容器内で取り扱うこと等を確認。 ○令和5年7月6日に認可。	研究炉等審査部門

39		原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質使用施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)	○令和5年3月28日付け(令和5年7月6日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における放射性廃棄物でない廃棄物の管理を行う職位の追加等に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても使用施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を確認。 ○令和5年7月25日に認可。	研究炉等審査部門
40	核燃料物質の旧使用者等の廃止措置計画の認可関係	原子炉等規制法第57条の6第2項の規定による旧使用者等の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(花輪鉱山株式会社)	○令和5年2月1日付け(令和5年7月24日付けで一部補正)で、花輪鉱山株式会社(八幡平市)の代表清算人から、花輪鉱山株式会社の解散に伴う廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、核燃料物質は、親会社であるJX金属エコマネジメント株式会社が新たに使用許可を取得した後、JX金属エコマネジメント株式会社に譲り渡すとしていること、廃止措置対象施設は、JX金属エコマネジメント株式会社が核燃料物質の貯蔵に利用するため、解体撤去しないとされていること等を確認。 ○令和5年8月22日に認可。	研究炉等審査部門
41	国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	計量管理規定の変更認可について(日本電気株式会社府中事業場)	○令和5年5月30日付けで日本電気株式会社から、組織改正に伴う計量管理責任者の役職変更等に係る日本電気株式会社 府中事業場(府中市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年7月12日に認可。	保障措置室
42			計量管理規定の変更認可について(三菱電機株式会社電子通信システム製作所)	○令和5年5月29日付けで三菱電機株式会社から、組織改正に伴う事業所名称及び部門名称の変更等に係る三菱電機株式会社 電子通信システム製作所(尼崎市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称及び部門名称等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年7月12日に認可。	保障措置室
43			計量管理規定の認可について(三井金属鉱業株式会社総合研究所)	○令和5年7月4日付けで三井金属鉱業株式会社から、管理されていない核燃料物質の発見に係る三井金属鉱業株式会社 総合研究所(上尾市)の計量管理規定の認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、計量管理責任者の特定が可能であること及び核燃料物質計量管理区域等が設定されており適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認。 ○令和5年7月31日に認可。	保障措置室

44		計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん)	○令和5年7月31日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、計量管理に関する業務を滞りなく遂行するための計量管理責任者の代理者の指名に係る記載の追加に伴う国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん(敦賀市)の計量管理規定の認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の代理者の指名に係る記載が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年8月29日に認可。	保障措置室	
45		計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所)	○令和5年8月10日付けで国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、プルトニウム燃料施設における第三ウラン貯蔵庫の運転開始、及びプルトニウム転換技術開発施設における非破壊測定開始に伴う国際規制物資を使用する施設の追加、必要な測定方法及び機器の追加等に係る国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所(東海村)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理規定において、国際規制物資を使用する施設として第三ウラン貯蔵庫が追加されていること、測定方法及び機器が追加されていること等を確認。 ○令和5年9月27日に認可。	保障措置室	
46	東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所)	○令和2年4月7日付け(令和5年3月30日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
47		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所)	(46と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年7月12日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同計画を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
48		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和5年4月10日付け(令和5年7月19日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、1~4号機出入管理所周辺の管理対象区域の区分変更等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、既認可の実施計画の放射線管理に係る規定に基づき、当該管理対象区域内の区分の変更が適切に行われること等を確認した。 ○令和5年7月26日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
49	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第3項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の使用許可申請について(医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院)	○令和5年4月6日付けで、医療法人財団明理会から医療法人財団明理会 新松戸中央総合病院(松戸市)において放射線発生装置(直線加速装置)2台等の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年7月6日に許可。	放射線規制部門
50		放射性同位元素等規制法第3条第2項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素の使用許可申請について(藍の都脳神経外科病院)	○令和5年3月31日付け(令和5年5月16日付け一部補正)で、社会医療法人ささき会から藍の都脳神経外科病院(大阪市)において密封された放射性同位元素の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年7月6日に許可。	放射線規制部門
51		放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(社会医療法人北腎会 坂泌尿器科病院)	○令和5年6月5日付けで、社会医療法人北腎会から社会医療法人北腎会 坂泌尿器科病院(札幌市)において放射線発生装置(直線加速装置)1台の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月1日に許可。	放射線規制部門
52		放射性同位元素等規制法第3条第0項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(社会福祉法人恩賜財団済生会 新潟県中央基幹病院)	○令和5年6月26日付けで、社会福祉法人恩賜財団済生会から社会福祉法人恩賜財団済生会 新潟県中央基幹病院(三条市)において放射線発生装置(直線加速装置)1台の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月22日に許可。	放射線規制部門
53		放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(医療法人社団泰明会 神谷町脳神経外科クリニック)	○令和5年8月1日付けで、医療法人社団泰明会から医療法人社団泰明会 神谷町脳神経外科クリニック(港区)において放射線発生装置(直線加速装置)1台の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月31日に許可。	放射線規制部門

54	放射性同位元素等規制法第10条第8項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所)	○令和4年9月27日付け(令和5年6月29日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所(東海村)における放射線発生装置(変圧器型加速装置)の1台追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年7月24日に許可。	放射線規制部門
55	放射性同位元素等規制法第10条第7項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(医療法人社団 金地病院)	○令和5年5月26日付けで、医療法人社団 金地病院から、医療法人社団 金地病院(北区)における使用施設の遮蔽材変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。 ○令和5年8月1日に許可。	放射線規制部門
56	放射性同位元素等規制法第10条第6項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(株式会社アトックス 技術開発センター)	○令和5年2月28日付け(令和5年4月20日及び同年6月12日付け一部補正)で、株式会社アトックスから、株式会社アトックス 技術開発センター(柏市)における放射線発生装置(直線加速装置)の1台追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月22日に許可。	放射線規制部門
57	放射性同位元素等規制法第10条第5項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(浜松医療センター)	○令和5年5月2日付けで、浜松市から浜松医療センター(浜松市)における放射線発生装置(直線加速装置)の1台追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年8月22日に許可。	放射線規制部門
58	放射性同位元素等規制法第10条第4項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(岡山大学病院)	○令和5年5月2日付けで、国立大学法人岡山大学から、岡山大学病院(岡山市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材変更等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年9月1日に承認。	放射線規制部門

59	放射性同位元素等規制法第10条第3項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(独立行政法人国立病院機構函館病院)	○令和5年5月29日付けで、独立行政法人国立病院機構から、独立行政法人国立病院機構函館病院(函館市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年9月1日に許可。	放射線規制部門
60	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター)	○令和5年5月15日付けで、独立行政法人国立病院機構から、独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター(田辺市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年9月1日に許可。	放射線規制部門
61	放射性同位元素等規制法第10条第1項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(滋賀医科大学医学部附属病院)	○令和5年6月23日付けで、国立大学法人滋賀医科大学から、滋賀医科大学医学部附属病院(大津市)における放射線発生装置(直線加速装置)の1台追加等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年9月15日に承認。	放射線規制部門
62	放射性同位元素等規制法第10条第0項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県横浜市東部病院)	○令和5年4月25日付け(令和5年8月3日付け一部補正)で、社会福祉法人恩賜財団済生会から、社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県横浜市東部病院(横浜市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新及び遮蔽材変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年9月19日に許可。	放射線規制部門
63	放射性同位元素等規制法第10条第1項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(三重県立総合医療センター)	○令和5年7月13日付けで、地方独立行政法人三重県立総合医療センターから、三重県立総合医療センター(四日市市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを確認した。 ○令和5年9月20日に許可。	放射線規制部門

64		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(住重アテックス株式会社岡山工場)	○令和5年5月24日付け(令和5年8月16日付け一部補正)で、住重アテックス株式会社から、住重アテックス株式会社岡山工場(倉敷市)における放射線発生装置(コッククロフト・ワルトン型加速装置)の1台追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年9月26日に許可。	放射線規制部門
65		放射性同位元素等規制法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事。	放射性同位元素等の廃棄業に係る変更許可申請について(株式会社 ヴェスタ)	○令和4年7月8日付け(令和5年4月28日付け一部補正)で、株式会社ヴェスタから、株式会社ヴェスタ(市原市)における廃棄施設の増設等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、廃棄の業に当たって、廃棄施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年7月6日に許可。	放射線規制部門
66	特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関する事。	放射性同位元素の許可使用者である法人の合併に係る認可申請について(岩崎電気株式会社)	○令和5年8月28日付けで、令和5年10月1日にコスモホールディングス株式会社が岩崎電気株式会社を吸収合併することにより地位を承継する認可申請があった。 対象となる事業所は以下の1事業所 ・岩崎電気株式会社 埼玉製作所(行田市) ○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されること等を確認。 ○令和5年9月8日に認可。	放射線規制部門